

京丹後市入札監視委員会(平成 21 年度第 2 回) 議事概要

開催日時	平成 22 年 1 月 15 日(金) 午後 3 時～午後 6 時	
開催場所	ルビノ京都堀川 2 階 松の間 (京都市上京区東堀川通下長者町下ル)	
出席委員氏名(職業)	委員長 角田 暁治(大学院 准教授) 委員 田辺 保雄(弁護士) 委員 村尾 愼哉(公認会計士)	
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会あいさつ(藤原財務部長) 2 報告事項(大村建設部長) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成 20 年度 市道左坂線道路改良工事」に係る不祥事 の対応策について 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 角田委員長を選出(五十音順で持ち回り) 5 閉会あいさつ(藤原財務部長) 	
審議対象期間	平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 9 月 30 日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考)
一般競争入札	1 件	対象件数 131 件
公募型指名競争入札等	1 件	
通常指名競争入札	3 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、最低制限価格制度について現在の運用方法が本当に 適切かどうか一度検討されたい。	

別紙

「2 報告事項 「平成 20 年度 市道左坂線道路改良工事」に係る不祥事の対応策について」関係

意見・質問	回答等
<p>継続的な研修体制について 今後、職場で継続的な研修等の体制は採られるのか。</p>	<p>現在、体制という形での具体的な研修はまだ考えておりませんが、全職員を対象にした職員倫理条例及び規則の説明を先日行ったところです。 今後は特に管理職職員の研修の中で倫理研修の内容も取り入れ、当該研修を受けた管理職が職場内で研修を行うことで職員個々の倫理意識はもとより、職場としての倫理意識を高めることが必要と考えております。</p>
<p>継続した研修の仕組みづくりについて（要望） 民間企業のようにコンプライアンス研修をするためのツールのようなものを作り、現場、例えば課単位で定期的な頻度で研修を実施されたい。 組織としてどんどん人が新陳代謝され、必要とされる仕組み、また注意点も変わってくると思われるので、継続した研修の仕組みづくりを検討されたい。</p>	
<p>再発防止策の継続実施の検証について（要望） 再発防止のための対応策については時間が経過すれば元に戻ってしまうということも往々にしてあるので、決められたルールどおり継続して再発防止のための対応策が実施されてるかどうかを検証するような仕組みも併せて検討いただきたい。</p>	

「4 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 平成21年度 浜詰漁港(夕日泊地)漁港整備工事・・・一般競争

意見・質問	回答等
<p>最低制限価格について(1) 今回抽出した案件について、最低制限価格が予定価格の約85%になっているが、これはどの物件も約85%に統一されているのか。</p>	<p>全ての案件において最低制限価格が予定価格の85%となるわけではありません。</p>
<p>最低制限価格未満での失格者多数の場合の対応について(1) 本案件については、入札参加者の16社のうち最低制限価格未満で失格となった会社が6社で、3割以上が最低制限価格未満となっている。 最低制限価格未満による失格者が多い場合、設計書の見直しを行う等の特定のルールがあるのか。</p>	<p>設計書を見直す等のルールはありません。 最低制限価格制度においては、最低制限価格を少しでも下回った場合、自動的に失格となる仕組みとなっております。</p>
<p>最低制限価格未満での失格者多数の場合の対応について(2) 最低制限価格未満による失格者の多い案件について、事後的にどんな検証をされているのか。</p>	<p>特段そういうことはしておりません。</p>
<p>最低制限価格について(2) 最低制限価格の計算式等は特に法令で決まっているということではなく、市は中央公契連モデルに則って運用しているということか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>最低制限価格について(3) 入札参加者は市が示す閲覧設計図書により積算が可能とのことだが、最低制限価格が</p>	<p>計算方法及び考え方はホームページ等にも掲載されていることから、分かる仕組みにはなっておりますが、個別の案件についての最低制限価格の金額は分かりません。</p>

<p>いくらになるかということも計算できるのか。</p>	
<p>予定価格について 市の示す閲覧設計図書を見れば、入札参加者は予定価格がだいたい分かるのか。</p>	<p>入札参加者が市の示す閲覧設計図書に基づき積算すれば、設計額についてはだいたい分かります。 ただし、設計額と予定価格は必ずしも同じになるとは限らないため、予定価格がいくらに設定されているかは分かりません。</p>
<p>最低制限価格について(4) 最低制限価格は、一定の計算式で算出されるが、それに加えて上限と下限の制限があるということか。</p>	<p>そういうことです。</p>
<p>失格の原因について 今回、失格となった業者は、市の設定する予定価格を基に最低制限価格を推測したが、思っていたよりも予定価格が高く設定されていたため、失格となったのか。</p>	<p>今回の場合には一般競争入札ですので、どの業者も何とかして落札したいという気持ちで応札を行った結果と思われます。 今回の案件にかかわらず、平成 20 年度より平成 21 年度のほうが最低制限価格未滿による失格者が増えており、どの業者も何とかして工事を落札したいという気持ちの表れと推測しております。</p>
<p>最低制限価格について(5) 今回の入札結果を見ると、9 千万円後半での応札が 4 社もあるのに、この 4 社が失格して、1 億 4 百万円で応札したところが落札しているというのは、この最低制限価格の設定が逆に公正な競争を阻害してるのではないかとの疑問が残るが、市としてはどのように考えているのか。 (9 千万円後半で応札している業者が全体の 4 分の 1 もいるということは、9 千万円後半の価格も適正な価格ではないのか。)</p>	<p>極端に安価で落札してしまった結果、粗雑工事が行われたということでは市としても困るため、一定の基準(最低制限価格制度)は必要かと思えます。 失格者については、積算精度の問題だと思われます。</p>
<p>最低制限価格について(6) 地方自治法施行令では、原</p>	<p>(地方自治法施行令上は、「できる」規定となっております)</p>

<p>則最低制限価格を定めるということではなく、「特に必要があると認めるとき」に最低制限価格を定めることができる」と規定されており、（市の最低制限価格の設定方法を見ていると）最低制限価格の考え方について、原則と例外が入れ替わっているように感じる。</p> <p>公契連モデルは一つの基準とは思われるが、今回のように失格者が多いような結果を見ると、この結果で本当に良かったのかと感じられるが、市としてはどのように考えているのか。</p>	<p>100年に1度と言われる不景気の状況下で、ほとんどの自治体が最低制限価格を導入しております。</p> <p>なお、平成18年に閣議決定されている「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」においても、「適正な施工体制を確保するためのダンピング防止に関すること」という項目の中で、「現行の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を図るものとする」とされております。</p> <p>失格者は、結局、積算精度の問題だと考えます。</p>
<p>最低制限価格について(7) 公契連モデルに基づかないで最低制限価格を設定している自治体はあるのか。</p>	<p>京都府下の市において、2市が変動制の最低制限価格を採用していると聞いています。</p> <p>なお、そのうちの1市については、本年1月から公契連モデルに準じた最低制限価格制度へ移行したと聞いております。</p>

2 平成21年度 京丹後市情報通信基盤施設整備事業放送伝送設備工事・・・公募型指名競争

意見・質問	回答等
<p>入札参加資格要件について(1) 入札参加者が2社と少ないが、これは特にどの要件が厳しくて2社しか入札に参加できなかったと考えているのか。</p>	<p>本案件については、入札に参加するための要件の1つとして、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）の代表者以外の構成員について「市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）であること」という要件を設定しております。</p> <p>JVの代表者の要件を満たす業者はかなりあったと思われませんが、JVの構成員の要件を満たす市内業者は最大で6社でした。</p> <p>さらにJVの形態の要件として、</p> <p>代表者1社とその他構成員1社の合計2社 代表者1社とその他構成員2社の合計3社 のいずれかとしたため、市内業者2社が一緒になって、市外の代表者とJVを組んできたため、結果として2JVの参加とな</p>

	<p>り、この の JV の組み方が要因の一つと思われます。</p> <p>なお、次回の類似した案件を発注する際には、今回のことを踏まえ、 の JV の組み方のみで公募を行うよう検討したいと考えております。</p>
<p>入札参加者について 最低何社以上あれば入札が成立するのか。</p>	<p>指名競争入札の場合、最低 2 社以上ないと入札を行わないこととしています。</p> <p>これに対し、一般競争入札は、入札参加意欲のある者が入札に参加するため、入札参加者は指名競争入札と比べて不特定多数となるため、入札参加者が 1 社であっても入札が成立すると考えています。</p> <p>今回の案件は、公募型指名競争入札の方法により発注を行っておりますが、本案件については、(指名競争入札の 1 形態という位置付けから、)最低 2 社以上の入札参加者がないと入札が成立しないこととしました。</p> <p>従って、2JV の入札参加がありましたので、競争性は担保されていると考えます。</p>
<p>入札参加資格要件について(2) JV の構成員の要件を満たす市内業者が最大で 6 社というのは少ないと思われる。 どうしても 電気通信工事の総合評価値が 500 点以上 京丹後市内に本店を有すること という構成員の要件は外せないのか。 先ほどの説明のとおり、仮に「代表者 1 社とその他構成員 1 社の合計 2 社」という JV の組み方をしても、6 社が上限で十分でないと思われる。 どうしても の要件を入れなければならないのか。 の要件あるために競争性が十分に発揮されていないものと思われる。</p>	<p>の要件については、特段厳しい要件ではないため電気通信工事業者であればほとんどがこの要件を満たすことができると思われませんが、そもそもこの要件を満たす業者が市内に 6 社しかおりませんでした。</p> <p>の地域要件については、どこの自治体も最近はこのような流れになっております。</p> <p>本市においても地元業者をなんとか使えないかという工夫の中で、今回の工事は大手の通信業者でないと出来ない部分の工事と、地元業者でないと出来ない部分の工事が合わさった工事ですので、大手の通信業者と地元の通信業者がうまく JV を組めば一番やり易い仕事の内容ということもあり、地元との JV を組むよう入札参加要件を設定したものです。</p>

<p>地域要件について(1)</p> <p>府北部地域の自治体において、だいたいどこでも入札参加の要件の中に、「当該自治体内に本店を置くこと」を求めているのか。</p>	<p>(府北部に限らず)地域要件については、だいたいどの自治体も同じです。</p>
<p>地域要件について(2)</p> <p>府北部全体の自治体同士で、府北部のどこかに本店を置けば入札に参加できるというような形にすれば、他の自治体の入札に参加できるため、より広域的になって競争が促進されると思われるが。</p>	<p>どこの自治体も最近の厳しい景気状況の中で、より一層当該自治体の地元業者を優先的に発注しているというのが実情で、地元業者だけで十分な業者数が確保できる分野についてまで、地元業者以外の業者を入札に参加させようとする自治体はないと思われます。</p>
<p>地域要件について(3)</p> <p>だからこそ行政同士がきちんと話をしたほうが良いのではないかと思われる。</p> <p>各自治体ともそのような問題意識は特に持っていないのか。</p> <p>各自治体とも当該自治体内に本店を置く業者を優先的に発注するというスタンスなのか。</p>	<p>地元業者は、災害時の対応、除雪、ボランティア等で地元自治体に貢献しております。</p> <p>競争が激化し、その結果として地元業者の数が減れば、災害が発生した場合、地元業者以外の業者が自分のところの自治体も被災しているのにもかかわらず、本市を救いに来てくれるかといえ、そうではないと思われます。</p> <p>競争していただくことは必要ですが、地元業者がゼロになってしまうのは困るので、また、会社を潰すことが目的ではないことから、どこの自治体も地元業者を優遇する傾向にあります。</p>
<p>地域要件について(4)</p> <p>だからこそ京丹後市だけではなく、他自治体も含めて広域的な形にすれば、業者にとっては入札に参加できる範囲が増えるので、参加機会は少なくとも公平に確保されるし、競争も促進され全体の落札率も低くなるのではないか。</p> <p>競争が促進されることが、競争入札の本来の目的なので、この部分を工夫すること</p>	<p>一般競争入札や電子入札の導入等、各自治体においては、競争性を高めるための入札改革を次々にやっております。</p> <p>その結果、落札率は年々下がってきている状況であり、それでも地元業者以外の業者を入札に参加させる方法を探っている自治体は少ないのが現状です。</p> <p>当然、地元業者で施工が出来ない分野については地元以外の業者に発注しますが、地元業者で対応できる分野についてまで、地元業者以外を指名するというようなことは、ほとんどの自治体が行っていないのが現状です。(地方自治法施行令第167条の5の2により地域要件の設定が認められています。)</p>

<p>はできないのか。</p>	
<p>落札率について 本工事の落札率が高いのは工事の特殊性等が関係しているのか。</p>	<p>本工事の積算に当たっては、直接工事費に全体の工事費の約83%を占めている機器費を含めずに諸経費等を計算しております。</p> <p>諸経費等については、企業努力により経費を圧縮できる余地がありますが、本工事については、機器費を含めずに諸経費等を計算しているため、全体の工事費に占める諸経費等の割合が、通常の同等の工事であれば約20%から約25%のところ、本工事については約5%となり、結果、設計を厳しくしていることが要因の一つと考えられます。</p> <p>また、これまでに何回か同様の工事を経験する中で、さらに同じような時期に同様の工事を行っている他自治体の金額等を参考にして、ほぼ実勢に近い形で機器費を査定しており、このことも要因と考えております。</p>
<p>機器費について 先程説明のあった機器費の査定率は、こういった根拠によるのか。</p>	<p>本案件については、本工事の設計業務の受託業者が、機器メーカーから見積りを徴取して設計を行っています。</p> <p>その中で、当該受託業者が他の自治体等で実際にどの程度同等製品が入っているかというあたりの調査を行い、それに加えて今回の京丹後市における機器の数量が非常に多いということを勘案して、一定の査定率を出しております。</p>
<p>機器のメーカー数について 今回の工事について、機器のメーカーというのは、限られてくるのか。</p>	<p>そんなにたくさんあるわけではありません。</p> <p>全国展開されているところで、およそ5社から10社程度と思われるます。</p>
<p>発注方法について 今回の工事について、工事と機器とを別々に発注することはできなかったのか。</p>	<p>今回の工事の場合、免許事業となるため、整備した機械から一定の出力を出し、それを加入者宅側で電波レベル(一定の出力があるかどうか、きちんと電波がきているかどうか)を測定するという一連の作業について、納入した機器についてそれを調整することが必要となりますので、単なる備品購入とは異なるため、工事請負として発注を行っております。</p>
<p>工事を安くする工夫について 今回の工事について、もっと安く出来る工夫はなかったのか。</p>	<p>安くという面では、前述のとおりもともと設計を厳しくしております。</p> <p>また、工事の施工対象となる市内が広いため、機器それぞれ</p>

<p>この種類の工事では、安くすることは、技術的に難しいということか。</p>	<p>を安く抑える努力はしても、放送の基となる機器の数そのものが多いことから、総額が大きく見えるためと思われます。</p>
<p>保守等について(1) 今回の工事により整備された設備等について、今後継続的に保守や維持管理が発生してくるのか。</p>	<p>市が設置している機械であるため、保守のほうも市がやっていくという形になります。</p>
<p>保守等について(2) 今回の工事により整備された設備等の保守については、今回工事を施工した工事業者が行うことになるのか。</p>	<p>必ずしも工事施工業者が保守を行うわけではありません。 工事施工業者以外にも、機器メーカーやケーブルテレビのサービス提供事業者が保守を行うことも考えられますので、保守業務の実施業者についての選択肢は、もう少し幅広くなります。</p>

3 平成 20 年度 京丹後市情報通信基盤施設整備事業伝送路 NTT 局舎引込工事・・・ 随意契約

意見・質問	回答等
<p>設計価格について 本工事について、設計価格はあるのか。</p>	<p>設計価格はあります。</p>
<p>設計価格の参考資料について(1) 見積書を提出している業者の中に、設計単価の根拠となる資料を提出した業者がいるということか。</p>	<p>最終的な設計は市において行っていますが、本工事に係る標準的な単価等の資料を市で持ち合わせておりませんので、標準的な単価等の資料を求めたということです。 設計金額そのものを業者から提出していただいたというわけではありません。</p>
<p>設計価格の参考資料について(2) こういった資料は専門業者から直接もらうしかないのか。</p>	<p>他に方法がないことと局舎施設との整合確認をとる必要があることから、そのようになります。</p>
<p>見積り業者について(1) 見積り対象業者が 3 社存在したが、そのうちの 2 社がグループ会社であったため、親会社と子会社と見なし、見積り対象業者から外したという</p>	<p>1 社の代表取締役社長がもう 1 社の支店長を務めており、見積書の提出者が全く同一人になるという理由から、そのうちの 1 社を見積り対象から外させていただいたということです。 なお、グループ会社の指名に関する取り扱いについては、本市においてはルール制定まではまだ至っていないため、明文化さ</p>

<p>説明であったが、子会社は見積り対象から外す等、何かルールがあるのか。</p>	<p>れたものは持ち合わせておりません。</p>
<p>見積り業者について(2) 京丹後市の入札参加資格を有する2社を見積り業者としたとの説明であったが、京丹後市の入札参加資格がない会社で、今回の工事が施工可能な業者はなかったのか。</p>	<p>先ほど説明させていただいたとおり、今回の工事が施工可能な業者は複数社ありましたが、これらの会社はすべて今回の工事を施工した会社のグループ会社であり、それぞれの会社に管轄する地域があります。 これらの会社以外ということになれば、同じグループ会社になりますが、1社ありました。(当該会社については、本工事の類似工事について、他社から請け負った実績がなかった(自社施工のみの)ため、見積り対象から外しております。)</p>
<p>見積り業者について(3) 先ほどからの説明を聞くと、京丹後市が今回の工事を施工してもらおうと思ったら、実務上、今回の見積り業者である2社しかないということか。</p>	<p>そのようになります。</p>
<p>施工に当たってのルールについて 今回の工事を発注する上で、今回の工事の施工業者の設備工事又は今回の工事の施工業者と類似工事の工事実績を有することという条件がある。 当該条件は、基本的には今回の工事の施工業者のルールと思われるが、市が当該ルールに従う必要があるのか。</p>	<p>今回の工事は、施工業者の施設を借りて施工する必要があったため、施工業者の定める条件に従う必要がありました。 本ルールは、施工業者の社内規定ですが、施工業者の施設内に入って工事を施工しなければならないことから、施工業者にしてみれば、誰でも施設内に入って工事されるということは企業秘密の点から、また、施設管理上望ましくないため、施工業者の指定する会社しか自社の社屋内での工事は認めないという社内規定を作っているということです。 従って、どうしても当該社内規定に従わざるを得なかったということになります。</p>

4 平成20年度峰山地域公民館空調設備改修工事・・・通常指名競争

意見・質問	回答等
<p>規格の指定について 業者の応札金額に余り差がないという入札結果になっているが、本工事において使用</p>	<p>管の規格は定めており、本市が指定をしております。</p>

<p>する管については、規格やメーカーの型番等、何か指定があったのか。</p>	
<p>機器費の比率について 本案件については、工事費の比率は、原材料よりも非常に高いのか。</p>	<p>本案件についての工事費に占める機器費の割合は、50%程度となっております。</p>
<p>入札金額について 入札結果を見ると各業者の入札金額が近似しており、こういったケースは珍しいと思われるが。</p>	<p>入札結果では、応札業者5社のうち1社のみが予定価格以下で、残りの全ての業者は予定価格を超えていることから、設計そのものが厳しかったものと考えております。</p> <p>また、管工事のA等級とB等級の業者が6社と少ないのに対し、今年度前半において管工事のA等級とB等級への発注件数が多かったため、一時的に供給過剰気味になっていた部分もあったのではないかと考えられます。</p>
<p>最低制限価格について(1) 本工事は、最低制限価格を設けない工事だったのか。</p>	<p>本工事については、最低制限価格を設けておりません。</p>
<p>最低制限価格について(2) 最低制限価格は、どのようなときに設けて、どのようなときに設けないのか。</p>	<p>一定の運用基準をもっており、その運用基準により最低制限価格設定の可否を判断しております。</p>
<p>最低制限価格について(3) 本工事について、最低制限価格を設けなかった理由はどのような理由からか。</p>	<p>物品購入については、地方自治法上、最低制限価格を設定することが出来ないことになっていることから、工事であっても、機器購入費が全体の工事費に対してかなりの比率を占める場合は、最低制限価格を設定しないことがあります。</p> <p>今回の工事は、エアコン等の機器購入費がかなりのウェイトを占めていたことから最低制限価格を設定しておりません。</p>
<p>業者選定理由について 指名業者選定理由として、「管工事の完成工事高が設計金額の概ね2倍以上あること」とあるが、具体的にはどういう意味なのか。</p>	<p>管工事の完成工事高(年間売上高)が、今回の工事に係る設計金額の概ね2倍以上ある業者を選定したということです。</p> <p>例えば、今回の工事の設計金額が、3,200万円とすれば、当該金額の2倍の6,000万、7,000万円くらいの管工事の年間実績のある業者を選んだということです。</p>
<p>完成工事高について 業者選定の際の完成工事高の要件について、一般的には2</p>	<p>本市の取り扱いとしては、一般的には2倍の場合と等倍の場合で運用しております。</p>

<p>倍くらいでとしているのか。</p>	<p>会社規模が小さいところになると、設計金額の2倍の完成工事高を求めても、中々それだけの売り上げは厳しいため、案件によっては等倍を求めている場合もあります。</p>
<p>仕事の内容について 今回の工事は、仕事の内容としてA又はB等級の業者でないと出来ないような内容の仕事だったのか。 或いは何らかの基準があったりA又はB等級の業者を選定したということか。</p>	<p>業者の格付を行う段階で、総合評定値が何点以上という基準等でA等級、B等級といった格付けを行っております。(そのうえで、京丹後市建設工事指名競争入札等の指名及び選定要領に基づき、発注する工事金額に該当する等級の業者を選定しております。) この格付基準については、数年前に定めたもののため、現在はA等級の業者数が減っている状況です。 各等級において一定の業者数が確保できるよう格付基準の見直しも必要ではないかと考えております。</p>
<p>等級について(1) 今回の工事を落札した業者の等級は何等級なのか。</p>	<p>管工事のB等級になります。</p>
<p>等級について(2) 先ほど、落札率が高止まりしているのは、A等級とB等級の業者数が少ない中で、今年度の前半においては発注工事が多く、一時的に供給過剰になっていたのではないかの説明であった。 仮にC等級の業者へ発注していれば、もっと安く頑張っ受注しようという業者もいたということか。</p>	<p>そういった業者もあったかもしれません。 ただし、年間工事実績が数百万円程度と実績額も少なく、会社規模も小さい会社の多いC等級の業者に、果たして、今回のような大型の公共工事、3千万円クラスのエアコン工事を発注することが適当かどうかという問題はあります。</p>
<p>格付基準の見直しについて(要望) 先ほどの説明で、管工事のA等級とB等級の業者が現在6社しかいないということなので、格付の見直しを引き続き検討いただきたい。</p>	

5 宇川統合簡易水道 尾和・袖志配水管布設工事・・・通常指名競争

意見・質問	回答等
<p>当初の入札について(1)</p> <p>本案件については、当初の入札において、入札参加者全員が失格したということだが、当初の入札において、入札参加者全員が最低制限価格未満で応札したということか。</p>	<p>本案件については、一旦入札を行いましたが入札参加者全員が最低制限価格未満の応札により、失格となり、入札が不調となりました。</p> <p>その後の調査の結果、特記仕様書に分かりにくい表現があり、市の特記仕様書の内容(ガードレール復旧についての考え方)が業者にうまく伝わっていなかったことが判明しました。</p> <p>そのため、特記仕様書の表現を見直すとともに設計書の見直しを行い、再度同一業者に指名をやり直した上で入札を実施しております。</p>
<p>当初の入札について(2)</p> <p>やり直し前の入札において、たまたま全社が失格になったから入札が不調になっているが、逆に1社でも最低制限価格以上の応札者がいれば、入札が成立していたのか。</p>	<p>成立していたこととなります。</p>
<p>市の設計と業者の考えの違いについて(1)</p> <p>仮に、本件で業者側が既設のガードレールを再設置するつもりで落札した場合、業者の応札金額を算出した際の考え方が市の設計内容と違って来る。このような場合でも、市の設計内容どおり施工させることになるのか。</p>	<p>市の設計では新品で積算していることから、施工前に、工事は新品で施工してくださいという協議を、一度は行うことになると思われます。</p>
<p>市の設計と業者の考えの違いについて(2)</p> <p>市の設計内容と業者側の考えが違っていることは、工事に着手する前に分かるのか。</p>	<p>契約締結後で工事着手前に契約金額の基となる請負代金内訳書を業者から提出してもらい、当該内訳書と市側の設計書を突合しますので、極端に違う箇所があれば、その内容について請負業者に確認することとなります。</p>
<p>市の設計と業者の考えの違いについて(3)</p> <p>今回の案件については、た</p>	<p>そんなに沢山は無いと思いますが、たまにあります。</p>

<p>またま全社が失格したので事前に解釈の相違があったことが分かったが、このような細かな仕様書の解釈の相違等は、日常的に、割とあるものなのか。</p>	<p>解釈の相違が発生した場合、どの部分が設計変更の対象になるのかわからないかという協議を、その都度行っております。</p> <p>なお、入札前において、市の仕様書等の内容について不明な箇所があれば、業者側がそれに対して質問を行い、市側は質問に対する回答の中で市の考え方を全業者伝えることで、仕様書等における考え方は統一されることとなります。</p> <p>また、競争の激化に伴い、以前に比べ、業者側が入札前にかんがりの質問を行うようになってきていることから、仕様書等の解釈の相違については減少する傾向にあると思われます。</p>
<p>質疑について 今回は、入札前にガードレールに関する質疑は無かったのか。</p>	<p>ガードレールに関する質疑はありませんでした。</p>
<p>再発防止について 再度入札を実施すると、市もそれなりのコストを負担することになるため、今回のような仕様書等の解釈の相違が発生しないようにする取り組みは検討されているのか。</p>	<p>今回の件を検証する中で、市としても反省すべき点があったと認識しておりますので、このようなことが発生しないよう徹底しております。</p>
<p>やり直し後の入札における指名業者について 今回の案件については、やり直し前とやり直し後の両方の入札の指名業者が同一になっているが、これは市の設計書に不備があったことが原因で、入札が不調になったためという考え方か。</p>	<p>今回の案件については、市側に不手際があったという判断のもと、設計を見直した上で、やり直し前の入札と同一業者を指名しております。</p> <p>仮に、設計内容に不備がない場合で、同じ設計内容で再度指名して入札を行う場合は、業者を全て入れ替えた上で入札を行っています。</p>
<p>最低制限価格未満の応札者が多い案件について 最低価格未満の応札が多い案件については、設計内容に問題がなかったかどうかの分析をしてもらうような手続きをしたほうが良いのではないかと。 内部の事後処理の手続きと</p>	<p>設計内容に問題があった場合、工事を施工する上で矛盾が生じるため、工事を施工していく中で解釈の相違があったことが発覚しますので、そのことにより設計した者にフィードバックされることとなります。</p> <p>なお、今回の工事の担当課としても、今回の件を反省し、チェック体制について、細かい部分までチェックができるような体制に変え、チェックを行っております。</p>

<p>して、今回のような誤解の起こり得るようなケースが生じていないか見直しを行っていただきたい。</p>	<p>また、今回の工事の担当課だけでなく、市全体の取り組みとして、現在取り組んでおります。</p>
--	---

6 口大野・河辺・善王寺保育所厨房エアコン設置工事・・・通常指名競争

意見・質問	回答等
<p>応札金額について 最高価格者と最低価格者の応札金額について、随分ばらつきがあるように思われるが、市としてはどのように分析しているのか。</p>	<p>業者同士が競争する中でばらつきが発生したのではないかと分析しております。</p>
<p>工事の品質について 本案件については、安い金額での落札となっているが、今回の工事により出来上がったものの品質はどうなのか。</p>	<p>実際に使用していますが、特に問題なく使用しております。</p>
<p>機械代について 市の設計において、機械代の見積りが高すぎるということはないのか。</p>	<p>ありません。</p>

「4 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

意見・質問	回答等
<p>(特になし)</p>	